

広域連合長専決処分事項の指定に関する件

平成19年7月18日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 1件50万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額）以下の法律上
広域連合の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (2) 目的物の価格が50万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害
賠償保障法に規定する保険金額の最高額）以下の和解及び調停に関するこ
と。